

# 仕 様 書

## 1 業務名

次世代起業家育成事業高校生向けプログラム開催業務委託

## 2 業務の目的

未来を担う産業人材育成のため、社会課題の発見・分析、課題解決に向けたアイデア創出、事業化に向けた思考・行動プロセスを学ぶ起業家精神育成の若年期からの実施を「金沢市新産業成長ビジョン」でかかげ、高校生向けアントレプレナーシップ教育を推進してきた。

また、石川県内の高等学校において、「総合的な探求の時間」が活発化しており、本市の起業家精神育成事業においては、企画段階で培われる課題発見力や創造力に加え、アイデアを形にする行動力や協働力の育成に重点をおいて実施していく必要がある。

こういった状況を踏まえ、高校生を対象に、学校外の多様な場での経験や社会との関わり方について学ぶことを重視した実践型のプログラムを実施する。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### (1) プログラムの企画、周知に関すること

- ①事業の目的に沿った企画の立案及び講師等の選定・依頼
- ②プログラム日程及び内容の調整
- ③プログラムに係る資料等の作成
- ④周知用チラシの作成、チラシやSNS等を用いた事業広報
- ⑤受講者の管理（募集、選考、連絡など）

※本市在住または本市に所在地がある高等学校に通う高校生20名程度

- ⑥プログラムの運営、受講者の対応（相談、随行など）
- ⑦ワークショップ等開催時の講師及び補助員の手配（謝礼や旅費の支払い）
- ⑧ワークショップ等開催時の運営（設営、受付、進行、撤収等）

### (2) プログラムの内容に関すること

- ①プロジェクト（社会課題の解決案、ビジネスプランなど）の立案サポート
- ②プロジェクトのメンタリングやブラッシュアップ等の伴走支援
- ③社会実装に向けた試行の支援（本市の別事業や地元企業との連携も視野に入れる）
- ④ビジネスコンテスト等への申請支援

### (3) その他

- ①上記の（1）（2）に付帯する業務

## 5 支払方法

委託業務終了後に一括払い

## 6 その他

- (1) この仕様書に記載のない事項については、発注者の指示に従うこと。
- (2) 県内の高等学校における「総合的な探求の時間」の状況等を踏まえ企画立案を行うこと。
- (3) 高校生を対象とするため、発注者の指示に従いイベント保険等の加入を行うこと。
- (4) 参加者を対象としたアンケート結果の分析等により、次年度以降の事業の改善に資するための報告書を本市へ提出すること。
- (5) 参加者等の意見や要望はすべて本市に報告すること。また、参加者等から苦情があった場合は、適切に対応するとともに、その内容を市に報告すること。
- (6) この契約により作成される成果物（チラシ、リーフレット、写真、動画等）の所有権、著作権及び著作権は本市に帰属するものとする。
- (7) 本業務委託において知り得た情報及び成果物を、発注者の承諾を得ないで他に漏洩、公表、貸与及び使用してはならない。また、「個人情報の取扱いに係る特記事項」（別紙1）を遵守すること。
- (8) 業務の内容に疑義が生じた時には、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を行うため個人情報を取得するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注者は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。
- 7 受注者は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 8 受注者は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元の契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。
- 9 受注者は、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 10 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

- 11 受注者は、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 12 受注者は、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。
- 13 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受け、又は自ら取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 14 受注者は、この契約による業務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 15 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちにその状況を発注者に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- 16 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は実地等による調査をすることができるものとする。
- 17 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。